

## 編集後記

とりあえず二号分だけの担当を条件に二代目の編集長を引き受け、ついにその二号目となる第七号の発行に至った。前号の編集後記にも書いたとおり、編集長としての私の目標は、創刊号から第四号までのときのような、年一回発行する勢いを機関誌に取り戻すことであった。前号の発行が二〇二二年の九月で、本号は二〇二四年一月となったため、正確な定期発行は達成できなかったが、それでも年度内に出すことができた。

本号も無事に発行することができたのは、第一に示唆に富む論考を寄稿してくださった執筆者の皆様のおかげである。加えて、編集委員の仲間たちの尽力にも感謝したい。しかしながら、大学の業務が多忙化する中で、大学の専任教員四名での編集体制には限界があると考え、次号より二名増員して六人体制をとることにした。私は編集長の職を辞するが、引きつづきその六名の一人として編集委員を務める。また、次号からの編集長として、信

州大学の藤原崇雅氏を選出した。何の根拠もない主観的な判断だが、藤原氏は私の一・五倍の事務能力を持つているので、しばらく本誌の編集・発行は安泰となるであろう。

私は現在、本誌と学内誌を含め、四つの雑誌の編集委員と一つの学会の役員を兼務している。地方大学の無名研究者である私でさえこのような状況なのだから、学界の第一線で活躍している著名な研究者は、いったいどのような生活を送っているのだろうかと思議に思うことがある。私情を挟めば、私には子どもがおらず、研究職に理解のある妻との二人暮らしで、現時点で致命的と言えるほどの私生活への影響はない。なんとかギリギリのところでもやりくりしている。しかし、子どもがいて共働きの研究者が、どのようなワーク・ライフ・バランスの下で働いているのか、想像するだけでも恐ろしい。いやむしろ、そうした方々のライフ・スタイルから、効率よく研究するための術を学ぶことができるのかもしれない。

このような話をあえてするのは、今号の特集テーマである〈結婚／家族〉を机上の学術

的課題としてだけでなく、実生活に即したアクチユアルな問題としても考えたいからである。以前私は、学習指導要領の改訂に伴い大学の学習時間が削減される問題について書いたときに、批判の声をあげている人たちの一部の大学では、入試問題に文学を出題していないことを問題視した。もちろん、大学という組織の中で個人のできることには限界があるが、まずは自分自身が文学の縮小に加担しているという自覚があつて初めて対象を批判できると考えたからである。同じように、「結婚／家族」についても、自分が結婚や家族という制度をどのように認識し、既存の枠組みの下でどのように普段ふるまっているかを顧みることでも初めてクリティカルな主張が成り立つだろう。

繰り返すように、本号では〈占領開拓期と結婚／家族〉という特集を組んだ。詳しくは、企画者である泉谷瞬氏の書いた巻頭の趣旨文を参照してほしいが、それとあわせて注目してほしいのが、泉谷氏の著作『結婚の結節点』（二〇二二年刊）に対する、宮田絵里氏と福岡弘彬氏の書評である。宮田氏は、書評会を

開催した当時に放映中であつたテレビ・ドラマなどにも言及しながら、現在進行形の課題として泉谷氏の論考を再定位した。また、福岡氏は、文学作品を読解する際の著者の倫理的姿勢に、そこから捨象されるものがあることを鋭く指摘した。両者の視座は異なるものの、ともに文学作品を読むことや研究することの意義を本質的に問うている点においては、共通するところがある。そして、研究対象は異なるものの、社会性をはらんだ文学を研究する私もまた、研究対象のアクチュアリティを意識できているか、または倫理的な制限をかけることで対象の多様性を捨象していないか、自覚していきたいと考えた。(和田)

第七号編集委員／坂堅太・佐藤貴之・藤原崇雅・和田崇(編集長)

▼研究会活動記録

第37回占領開拓期文化研究会

日程 二〇二二年九月一八日(日)

会場 関西学院大学大阪梅田キャンパス

1408教室

・芥川弘樹「安部公房「手」論—平和概念と道具の運動—」

・和田崇 "Anti-Bourgeois Media in the Japanese Proletarian Literary Movement"  
・水川敬章「山下達郎の表現における批評性の所在—歴史・身体・本質をめぐって—」

第38回占領開拓期文化研究会

日程 二〇二三年九月一〇日(日)

会場 立命館大学朱雀キャンパス 中川会館

209教室

・別當奏「屑拾いとしての革命—石川淳「鷹」論—」

・福岡弘彬「退屈」への「退屈」——坂口安吾「桜の森の満開の下」と資本主義の「デカダンス爛熟——」

## 占領開拓期文化研究会会則

### 総則

第一条（会の名称）

本会は占領開拓期文化研究会と称する。

第二条（会の本部）

本会の所在地を以下に置く。

〒五七七-〇八一三 大阪府東大阪市新上

小阪二二八-三 EキャンパスA館 近畿

大学文芸学部 泉谷瞬研究室内

第三条（会の目的）

本会は昭和期を中心とした近現代日本とその

周辺地域の占領と開拓に関わる芸術・文化

の研究を目的とする。（二〇一九年九月十五

日総会により改正）

第四条（会の事業）

本会は第三条の目的を達するために次の事

業を行う。

一、研究発表会の開催

二、機関誌の刊行

三、その他必要と認められる事業

### 会員

第五条（会員の資格）

本会は第三条の目的に賛同する個人および

団体の会員をもって構成する。

第六条（会費の納入）

会員は付則に定める会費を負担するものと

する。

第七条（会員の活動）

会員は本会の事業に参加し、機関誌の配布

を受ける。

役員

第八条（役員）

第四条の各事業を遂行するために次の役員

をおく。

代表幹事 一名

常任幹事 若干名

編集委員 若干名

研究会幹事 一名

会計担当 一名（二〇一四年八月三十一

日総会により追加）

監査 二名

第九条（役員の任期）

役員の任期は二年とする。但し研究会幹事

は研究発表会ごとに改選する。重任および兼

任を妨げない。ただし監査の兼任は認めない。

第一〇条（役員を選出）

役員は総会において選出する。

総会

第十一条（総会）

総会は年一回開催し、当該年度の事業およ

び翌年度の事業その他の事項について審議決

定する。議事は、総会出席者の過半数の同意

をもって決定する。但し必要に応じて代表幹

事は臨時総会を招集することができる。

会計

第十二条（経費）

本会の経費は会費・投稿料・寄付金・その

他の収入による。

第十三条（会計報告）

会計報告は総会において行う。

第十四条（会計年度）

本会の会計年度は毎年四月一日に始まり、

翌年三月末日に終わる。

会則の変更

第十五条（会則の変更）

会則の変更は総会において行い、出席者の

過半数の同意をもって改正ができる。

設立年月日

第十六条（設立年月日）

本会の設立年月日を平成二二年六月一日と

する。

付則（略）

「この会則は二〇一三年九月一日より施行す  
る。」

## フェンスレス 第7号

2024年1月20日発行

編集人 フェンスレス編集長 和田崇

発行人 占領開拓期文化研究会代表 泉谷瞬

発行所 近畿大学文芸学部 泉谷瞬研究室内  
占領開拓期文化研究会

(〒577-0813 大阪府東大阪市新上小阪228-3

EキャンパスA館)

ホームページ <http://senryokaitakuki.com/>

ブログ <http://senryokaitakukibunka.blog.fc2.com/>

メール [senryokaitakukibunka@gmail.com](mailto:senryokaitakukibunka@gmail.com)

印刷所 洛西プリント社